<u>インド関連資料</u>

インドでソフトウェア発明を権利化するためのアドバイス

～3 条(k)（不特許事由）に関するデリー高裁判決の紹介～

２０２０年０７月１３日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

■キーワード： *不特許事由 ３条（k）、進歩性２条(j)(1)、プログラム関連発明（CRIs）*

１．はじめに

2019年12月12日､デリー高裁判決（***Ferid Allani vs Union Of India & Ors, 2019***）において、コンピュータプログラム関連発明に係る特許出願を拒絶したIPAB（知財審判部）の審決に対し、本件特許出願をIPOに差し戻し、再度審査するように判決された。

コンピュータプログラム関連発明（**Computer-Related Inventions**）に関するインド特許法３条(k)は、TRIPs協定を順守すべく導入され、2004年、2005年に改正されている。同様に審査ガイドラインも、2013年の導入から2015年、2016年の改訂を経て、現行の2017年版のガイドラインに改訂されている。

これらの経緯を鑑みても、インドにおいてコンピュータプログラム関連発明の審査は重要でありながら、その基準が安定していないことがわかる。また、審査基準及び高裁判決によもよらず、インドにおいてコンピュータプログラム関連発明の特許を取得することは容易でないという背景がある。

本件訴訟においてデリー高裁が示した判決を踏まえ、今後のプログラム関連発明に関する特許出願において実務上留意すべき事項について説明する。

【全４頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT ＆ TRADEMARK
外国専門部長 ：岡部　泰隆（大阪本部在籍）
TEL　　：０６-６３５１-４３８４（代表）
E-Mail ：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】
当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】
本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT ＆ TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】
当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。
＜総合ウェブサイト＞　:http://www.harakenzo.com
＜商標専門サイト＞　:http://trademark.ip-kenzo.com
＜意匠専門サイト＞　:http://design.ip-kenzo.com
＜法務部 facebook＞　:https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment
＜広島事務所 facebook＞　:https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。